



宮 崎 県 公 報

平成23年2月14日(月曜日) 第 2259 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (国保・援護課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1

頁

- 土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 3
- 入札公告…………… 4
- 落札者等の公告…………… 5

告 示

宮崎県告示第91号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指 定 年 月 日
中山 由美子 (中山整骨院)	延岡市島浦町 806	平成23年 1月1日
中山 優 治 (中山整骨院)	延岡市島浦町 806	平成23年 1月1日
新川 洋 一 (誠信堂整骨院)	北諸県郡三股町大字宮村字 植木2971-6	平成23年 1月1日

宮崎県告示第92号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
西 桂 子	県立日南病院	日南市	内科	平成23年2月1日
斉之平 真 弓	医療法人明和会 宮田眼科病院	都城市	眼科	平成23年2月1日
松 永 次 郎	医療法人明和会 宮田眼科病院	都城市	眼科	平成23年2月1日

宮崎県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	伊 倉 1	I-1-1102	急傾斜地の崩壊
	伊 倉 2	I-1-1103	急傾斜地の崩壊
	伊 倉 3	II-1-6237	急傾斜地の崩壊
	屋敷田	II-1-6238	急傾斜地の崩壊
都農町	上征矢原谷川	08-406-1-007	土 石 流
	上征矢原南川	08-406-2-007	土 石 流
	征 矢 原	I-1-1110	急傾斜地の崩壊
	狐 穴	II-1-6263	急傾斜地の崩壊
	日向-1	II-1-6264	急傾斜地の崩壊
	日向-2	II-1-6265	急傾斜地の崩壊
	坂 下	II-1-6266	急傾斜地の崩壊
中原-1	II-1-6267	急傾斜地の崩壊	

中 原 - 2	II - 1 - 6268	急傾斜地の崩壊
下征矢原 - 1	II - 1 - 6269	急傾斜地の崩壊
前 田	II - 1 - 6270	急傾斜地の崩壊
下征矢原 - 2	II - 2 - 0379	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美郷町	田出原谷川(西)	09-423-1-001	土石流
	門田谷川3	09-423-1-002	土石流
	門田谷川2	09-423-1-003	土石流
	庄屋鷹谷川	09-423-1-004	土石流
	原谷川	09-423-1-005	土石流
	五色谷川	09-423-1-006	土石流
	五色谷川2	09-423-1-007	土石流
	門田谷川1	09-423-1-008	土石流
	西村谷川	09-423-1-009	土石流
	門田谷川4	09-423-1-010	土石流
	門田谷川5	09-423-1-011	土石流
	田出原谷川(東)	09-423-2-004	土石流
	門田谷川6	09-423-2-005	土石流

塚の原	I-1-1230	急傾斜地の崩壊
田出原	I-1-1231	急傾斜地の崩壊
門田①	I-1-1232	急傾斜地の崩壊
田出原-1	I-1-3503	急傾斜地の崩壊
田出原-2	II-1-6840	急傾斜地の崩壊
門田③	II-1-6904	急傾斜地の崩壊
門田①-新①	I-1-1232-新①	急傾斜地の崩壊
板木川1	09-425-1-009	土石流
重野々川	09-425-1-010	土石流
五十鈴川2	09-425-1-011	土石流
小園谷川及び同左支川	09-425-1-012	土石流
板木川2	09-425-2-021	土石流
椀木谷川	09-425-2-022	土石流
鹿猪谷川2	09-425-2-023	土石流
小原	I-1-1319	急傾斜地の崩壊
扇ヶ原	I-1-1320	急傾斜地の崩壊
上椀木	I-1-1321	急傾斜地の崩壊
重野々	I-1-1322	急傾斜地の崩壊
板木	I-1-1323	急傾斜地の崩壊
鹿猪谷	I-1-1324	急傾斜地の崩壊
宇納間中原	I-1-1325	急傾斜地の崩壊
椀木	II-1-7049	急傾斜地の崩壊
重野々-1	II-1-7050	急傾斜地の崩壊
板木-1	II-1-7051	急傾斜地の崩壊
重野々-2	II-1-7052	急傾斜地の崩壊
中原-1	II-2-0407	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	伊倉1	I-1-1102	急傾斜地の崩壊
	伊倉2	I-1-1103	急傾斜地の崩壊
	伊倉3	II-1-6237	急傾斜地の崩壊
	屋敷田	II-1-6238	急傾斜地の崩壊
都農町	上征矢原南川	08-406-2-007	土石流
	征矢原	I-1-1110	急傾斜地の崩壊
	狐穴	II-1-6263	急傾斜地の崩壊
	日向-1	II-1-6264	急傾斜地の崩壊
	日向-2	II-1-6265	急傾斜地の崩壊
	坂下	II-1-6266	急傾斜地の崩壊
	中原-1	II-1-6267	急傾斜地の崩壊
	中原-2	II-1-6268	急傾斜地の崩壊
	下征矢原-1	II-1-6269	急傾斜地の崩壊
	前田	II-1-6270	急傾斜地の崩壊
	下征矢原-2	II-2-0379	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美郷町	庄屋鷹谷川	09-423-1-004	土石流
	原谷川	09-423-1-005	土石流
	五色谷川	09-423-1-006	土石流
	五色谷川2	09-423-1-007	土石流
	門田谷川1	09-423-1-008	土石流
	門田谷川4	09-423-1-010	土石流
	門田谷川5	09-423-1-011	土石流
	田出原谷川(東)	09-423-2-004	土石流
	門田谷川6	09-423-2-005	土石流
	塚の原	I-1-1230	急傾斜地の崩壊
	田出原	I-1-1231	急傾斜地の崩壊
	門田①	I-1-1232	急傾斜地の崩壊
	田出原-1	I-1-3503	急傾斜地の崩壊
	田出原-2	II-1-6840	急傾斜地の崩壊
	門田③	II-1-6904	急傾斜地の崩壊
	門田①-新①	I-1-1232-新①	急傾斜地の崩壊
	五十鈴川2	09-425-1-011	土石流
	板木川2	09-425-2-021	土石流
	鹿猪谷川2	09-425-2-023	土石流
	小原	I-1-1319	急傾斜地の崩壊
扇ヶ原	I-1-1320	急傾斜地の崩壊	
上椈木	I-1-1321	急傾斜地の崩壊	

重 野 々	I - 1 - 1322	急傾斜地の崩壊
板 木	I - 1 - 1323	急傾斜地の崩壊
鹿 猪 谷	I - 1 - 1324	急傾斜地の崩壊
宇納間中原	I - 1 - 1325	急傾斜地の崩壊
椈 木	II - 1 - 7049	急傾斜地の崩壊
重野々-1	II - 1 - 7050	急傾斜地の崩壊
板木-1	II - 1 - 7051	急傾斜地の崩壊
重野々-2	II - 1 - 7052	急傾斜地の崩壊
中原-1	II - 2 - 0407	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名及び数量 宮崎港曳船作業業務（以下「本業務」という。）一式
- (2) 業務の概要 宮崎港曳船作業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成25年9月30日まで
- (4) 履行場所 業務の履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 名称 宮崎港
 - イ 所在地 宮崎市港
- (5) 入札方法 本業務において入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書の金額は、履行期間全体の総額を記載すること。）

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第6号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - 本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 平成22年宮崎県告示第189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他のものであること。
 - (2) 仕様書に定める海技士の有資格者を運転要員とすることができる者であること。
 - (3) 仕様書に定める曳船の手配ができる者であること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港1丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985(24)6224
 - (2) 期間 平成23年2月14日から平成23年2月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所等
 - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所総務課
 - (2) 期間 平成23年2月14日から平成23年2月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) その他 設計図書は、宮崎県中部港湾事務所総務課において、8の入札参加資格確認の結果の通知日以降、入札執行日の前日まで、入札参加資格があると認めた者に、実費相当額徴収の上で交付する。
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所
 - (2) 日時 平成23年2月18日午後2時
- 7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県中部港湾事務所総務課
 - (2) 提出期限 平成23年2月28日午後5時15分
 - (3) 提出方法 持参により提出すること。
- 8 入札参加資格確認の結果の通知
 - 入札参加資格確認の結果は、平成23年3月11日までに通知する。
- 9 入札及び開札の場所等
 - (1) 場所 宮崎県中部港湾事務所
 - (2) 日時 平成23年3月28日午後2時
 - (3) 入札書の提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送による場合は、4(1)の場所に平成23年3月25日午後5時15分までに必着のこと。
- 10 入札保証金
 - 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
 - 規則第125条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
 - (3) 提出書類において不正があった入札
- 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県中部港湾事務所総務課 宮崎市港 1 丁目18番地 郵便番号 880-0858 電話番号0985 (24) 6224

14 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成23年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とする。
- (3) 特別調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Tugboat work business in the Miyazaki Port
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:15 P.M. 28 February 2011
- (3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 P.M. 28 March 2011 (tenders submitted by mail 5:15 P.M. 25 March 2011)
- (4) Contact point for the notice: Central Area Port Authority Office, Miyazaki Prefectural Government, 1-18 Minato, Miyazaki City, 880-0858, Japan, TEL: 0985-24-6224

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年2月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 随意契約に係る調達件名の名称及び数量

地域警察デジタル無線・通信指令システム接続連動システム一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 随意契約の相手を決定した日

平成22年12月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社南九州支店
鹿児島市鴨池新町 6 - 6

5 随意契約に係る契約金額

68,222,700円

6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372号) 第10条第 1 項第 2 号に該当